

長崎大学における外国語技能検定試験等の成果に係る学修の取扱いに関する細則

(平成16年9月30日細則第32号)

(趣旨)

第1条 この細則は、長崎大学教養教育履修規程(平成24年規程第2号)第23条第3項の規定に基づき、大学以外の教育施設等における学修のうち、外国語技能検定試験等(以下「検定試験等」という。)における成果に係る学修の単位認定の取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。

(単位認定の基準)

第2条 検定試験等における成果に係る学修は、別表に定める単位認定の基準により、教養教育の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(単位認定等)

第3条 単位認定及び成績評価は、外国語科目にあっては英語小委員会及び初習外国語小委員会、留学生用科目にあっては留学生用科目小委員会の審査結果に基づき、教養教育実施専門部会長が行う。

2 教養教育実施専門部会長は、第1項の規定により単位を認定したときは、申請者に単位認定書(所定の様式)を交付するとともに、所属の学部長に認定結果を通知する。

附 則

～中略～

附 則(平成24年2月20日細則第1号)

1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日現在本学に在学している者(以下「在学者」という。)及び平成24年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎大学における外国語技能検定試験等の成果に係る学修の取扱いに関する細則の規定(第3条の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月17日細則第3号)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月30日細則第1号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日細則第8号)

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日現在本学に在学している者(以下「在学者」という。)及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎大学における外国語技能検定試験等の成果に係る学修の取扱いに関する細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月29日細則第3号)

1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年3月31日現在本学に在学している者(以下「在学者」という。)及び平成29年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎大学における外国語技能検定試験等の成果に係る学修の取扱いに関する細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月 日細則第 号)

1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日現在本学に在学している者(以下「在学者」という。)及びこの細則施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎大学における外国語技能検定試験等の成果に係る学修の取扱いに関する細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

検定試験等における成果に係る学修の単位認定基準

検定試験等	資格等	認定対象の授業科目	単位数	
実用英語技能検定 (日本英語検定協会)	1級	総合英語 I, II, III 英語コミュニケーション I, II, III	各1単位	
	準1級	総合英語 I, II	各1単位	
IELTS (日本英語検定協会)	6.5以上	総合英語 I, II, III 英語コミュニケーション I, II, III	各1単位	
	5.0以上	総合英語 I, II	各1単位	
TOEFL (Educational Testing Service)	Paper-Based Test 及び Institutional Testing Program (レベル1に限る。)	550点以上	総合英語 I, II, III 英語コミュニケーション I, II, III	各1単位
		500点以上	総合英語 I, II	各1単位
	Internet-Based Test	79点以上	総合英語 I, II, III 英語コミュニケーション I, II, III	各1単位
		61点以上	総合英語 I, II	各1単位
TOEICテスト (Institutional Programテストを含む。) (Educational Testing Service)	810点以上	総合英語 I, II, III 英語コミュニケーション I, II, III	各1単位	
	730点以上	総合英語 I, II	各1単位	
ドイツ語技能検定 (ドイツ語学文学振興会)	3級以上	ドイツ語 I, II, III, IV	各1単位	
	4級	ドイツ語 I, II	各1単位	
ゲーテ・インスティトゥートの検定試験 (ゲーテ・インスティトゥート)	A1以上	ドイツ語 I, II, III, IV	各1単位	
実用フランス語技能検定 (フランス語教育振興協会)	3級以上	フランス語 I, II, III, IV	各1単位	
	4級	フランス語 I, II	各1単位	
中国語検定 (日本中国語検定協会)	4級以上	中国語 I, II, III, IV	各1単位	
	準4級	中国語 I, II	各1単位	
ハングル能力検定 (ハングル能力検定協会)	3級以上	韓国語 I, II, III, IV	各1単位	
	4級	韓国語 I, II	各1単位	
韓国語能力試験 (韓国教育財団)	3級以上	韓国語 I, II, III, IV	各1単位	
	2級	韓国語 I, II	各1単位	
日本語能力試験	N1	日本語上級 I, II a, II b	各2単位	

備考

- 1 検定試験等の資格等は、本学に在学中に取得したもので申請時において当該試験の資格等取得後2年を経過しないものに限り、認定の対象とする。
- 2 同一の外国語について2種類以上の検定試験等が同一時期に認定の対象となる場合は、いずれか1種類の検定試験等について認定を行う。
- 3 単位認定を受けようとする者が既に認定対象の授業科目の一部について単位を修得している場合は、当該授業科目を除く授業科目について認定を行う。
- 4 日本語上級 I は、英語を母語とする学則第30条第3項に定める外国人留学生等に限り認定を行う。